

匿理イ第5002号

令和5年2月22日

日本総局長 殿

国内事業本部長 殿

ワサラー団コアブランド

事業統括 わさラー 殿

団長 さとぬこネギ 殿

団員 るびあ 殿

懲罰通告書(決定通知)

匿 名 ク ラ ブ
理 事 長

ワサラー団コアブランド るびあ氏について、別紙のとおり「会員資格停止」とする懲罰処分を行いましたので、通知いたします。

以上

本会は、令和5年2月21日開催の理事会において、運営規則第40条に基づき、懲罰処分について下記の通り決定しました。

記

1. 対象者

活動名 るびあ

所属 ワサラー団コアブランド

2. 処分内容

会員資格停止（半年間）

3. 処分の理由

理事からの指摘をうけて理事会が審議した結果、以下の点が処分相当であると認めた。

① 会の規程と異なる宣伝

会は令和5年1月23日、「より開かれたコミュニティをめざして」と題した、ワサラー団コアブランド（以下「CB」という）の人事について運営規則等をもとに説明した文書を公表した。当該会員は、これに対して「匿名クラブが勝手に決めたもの」「ワサラー団はブログがすべて」と、会の諸規程と異なる内容の宣伝を行った。

② Twitterコミュニティの私物化・乗っ取り

当該会員は、CBがTwitter上で開設していた「ワサラー団のコミュニティ」の管理者であったところ、当時の団長ほかCBメンバーを事前の通告なく一方的に排除し、またCBメンバーの加入を認めなかった。

令和5年1月22日、当該会員は「ここ（コミュニティ）はワサラー団のコミュニティではなくなりました」と、所定の手続・決裁を得ることなく、コミュニティの分離独立を一方的に宣言した（自称「サードパーティ」）。

上述①・②は、いずれも運営規則第40条ハに抵触する。

よって、当該会員を半年間の会員資格停止処分とする。

あわせて、会は当該会員に以下の指導を行う。

- ① 「ワサラー団のコミュニティ」の管理をCBに復すること。

以上